琉球大学学術リポジトリ

アジア型まちづくりの仕組みと継承に関する国際比較研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 池田孝之 公開日: 2009-08-20 キーワード (Ja): 都市・市街地形成, 東南アジア諸国の都市, 都市・建築法制, アジア型まちづくり キーワード (En): City of Southeast Asia, City and Regional Law, Urbanization, City Planning in Asia 作成者: 池田, 孝之, 松本, 京子, 崎山, 正美, 平良, 博紀, Ikeda, Takayuki, Matsumoto, Kyoko, Sakiyama, Masami, Taira, Hironori メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/11987

７．東南アジア諸国のまちづくりに関する都市・建築法制、開発計画、等資料

（文献目次及び重要見出しの抄録）

１．シンガポール

SINGAPORE LAND LAW

１－不動産売却
宅地建設業者（管理及び認可）法（２５０章、１９７０年度改訂版）、修正案のため
通告　Ｓ３３４／１９７０（規定よりＪＴＣを除く）
　　Ｓ３０８／１９７３（　　〃　　）
　　Ｓ１７６／１９８１　宅地建設業者（免除）通告、１９８１
規則　Ｓ２／１９８５　宅地建設業者規、１９８５
　　Ｓ３／１９８５　宅地建設業者（事業報告）規、１９８５
商業地所売却法、１９７９（第１４条は１９７９年のもの）、修正案のため
規則　Ｓ４／１９８５　商業地所売却規、１９８５
住宅地法、１９７６（第１８条は１９７６年度の）、修正案のため（１９８３年再版）
通告　Ｓ１９８／１９７６　住宅地通告、１９７６
　　Ｓ１９９／１９７６　住宅地（認可取得者）通告、１９７６
　　Ｓ１７６／１９８０　住宅地（外国企業）通告、１９８０
　　Ｓ２８５／１９８３　住宅地（外国企業）通告、１９８３
　　Ｓ１３５／１９７７　住宅地（免除）通告、１９７７
　　Ｓ１６１／１９８１　住宅地（免除）通告、１９８１
規則　Ｓ１６／１９８４住宅地規、１９８４
競売人免許法（２１４章は１９７０年改訂版）
規定　Ｓ３１５／１９８３　競売人免許（料金）規定、１９８３

２－計画及び開発規制
計画法（２７９章、１９７０改訂版）、修正案のため
通告　ＳｐＳ１６４／１９６４計画（免除）通告、１９６４
　　Ｓ１４８／１９６３　計画（土地認可の進展）通告、１９６３修正案のため
　　Ｓ１９３／１９６６　計画（ＰＳＡ）通告、１９６６
　　Ｓ１６３／１９８５計画（開発負担金の利子）通告、１９８５
　　Ｓ４３／１９６２　マスタープラン規、１９６２、修正案のため
　　Ｓ１５１／１９８１　計画（開発）規、１９８０、修正案のため
　　Ｓ２９／１９８０　計画（開発負担金）規、１９８０，修正案のため
　　Ｓ１１／１９８１　計画（USE CLASSES)規、１９８１
計画同意取り消し法、１９７４（２７条は１９７４）
境界線＋測量図法（２６５章、１９７０年改訂版）、修正案のため
通知　Ｓ１２５０／１９２３　境界線＋測量図規、１９２３
　　Ｓ３２８／１９７３　３５（２）（ｂ）項下の通告
　　Ｓ３５５／１９７３　境界線＋測量図規定、１９７３
　　Ｓ２６／１９７４　３５（２）（ｂ）項下の通知
　　Ｓ３４／１９７４　境界線＋測量図規定、１９７４
　　（繰り返し）
建築規制に関する法のリスト

３－不動産維持及び管理
建築物＋共用地（維持＋管理）法、１９７３（２３条は１９７３）、修正案のため
通告　Ｓ３３／１９８３　建築物維持基金通告、１９８３
規則　Ｓ２５／１９７４　建築物＋共用地（維持＋管理）規、１９７４、修正案のため
管理者法（４０章、１９７０年改訂版）　partsIII,IV+V
精神障害＋治療法（１６２章、１９７０改訂版）
　　ＳＳ　９－２０，２２－２４
土地改良法（２７３章、１９７０年改訂版）
土地維持＋管理に関するその他の法令のリスト

Laws of the Colony of SGP.

１８９章　建築士
PART1.建築士協会の設立
2.建築士またはその他の登録
3.請負者の登録
4.違反と処罰
5.総括
２２０章　個別訪問と街頭集金に関する規制

The Politics of Urban Development in Singapore

Introduction: 改変の課題への対応
　概論
計画の前提条件
計画の原動力
計画の社会的環境

第１部　シンガポールの計画の前提条件
　１．資源、技術、そして行政能力
　２．政治的手腕：市民行動団体
　　混活の根源
　　平和へのステップ
　　強化コントロール．

第２部　計画の原動力：カラン盆地開拓計画(Kallang basin reclamation project)
　３．市民行動団体の都市開発
　　都市開発の起源
　　行動準備
　　見落とされた問題
　４．カラン：障壁となる人々に対する扱い
　　予算組みと官僚
　　再設定と再住者
　　土地の獲得と土地所有者
　５．カラン計画の成功と失敗
　　開拓：迅速な実行
　　基本計画を作成する：活発な調整
　　産業のための計画：効果的な実施
　　再住家族：不完全な情報
　　産業のための計画：不充分な調査
　　幅広い計画：たずねられず、答えられていない問題

第３部　計画の社会的環況
　６．土地利用計画 VS. シンガポールの政治
　　土地利用への確立したアプローチ
　　土地利用への代替アプローチ
　　政治が代替アプローチに対して非互助的である理由
　７．シンガポールと他の都市地域
　　市民の参加と中流階級
　　シンガポールとボストンにおける開発
　　政治的能力と低所得
　８．シンガポールと他の先進国
　　産業化と中流階級
　　都市開発：シンガポール vs. HAVANA
　　政治能力と低所得者
　９．環境、コミュニテイ、そして経済成長
　　アメリカにおけるモデル都市計画
　　シンガポールの市民領事委員会(Citizen's Conslative Comittees)
　　マレーシアの農地開発計画
　　利益団体政治の未来(Interest Group Politics)

付録

１．省や政府機関の組織
２．省とその細分機関リスト(１９６８年１月)
首相執務室
副首相執務室
大蔵省
内務国防省
法務、国家開発省
文部省
文化・社会省
保健省
３．公的機関間の関係と民間との関係を供給する団体
４．公的機関間の関係を供給する団体
５．公的機関と民間との間の関係を与える団体
６．半、及び準公的機関
参考文献

(*SGP) ANNUAL REPORT 1968+1969

序論

PART1,計画部局－マスタープランの代案、マスタープラン委員会、マスタープラン規定に関する部門別の勧告

PART2,・州及び都市計画
・全島物的計画
・調査及び分析
・調査研究団
・基本的計画資料
・計画案、勧告及び共同作業
・総括
国連師団の訪問、基本図、展覧会、職員研修、学術論文

－付録－
I. １９６６年のマスタープランの修正案に対しての１９６８年と１９６９年の裁可
II. １９６８年１２月３１日現在、及び１９６９年１２月３１日現在に置ける幹部のリスト
III. １９６８年作成の学術論文のリスト
IV. １９６９年作成の学術論文のリスト

－図－
表１. SCP(*STATE+CITY PLANNNING)管理機関
図１. KAK計画
２. FINGER計画
３. EGG計画
４. 計画IF
５. CONCENSUS (*綴りは原本通り) 計画
６. 計画構想 NO.１０
７. MACROGRID計画
８. NEW COMPACT IDEAS 計画
９. EAST BAND
１０. WEST BAND
１１. RING PLAN(WITH MRT)
１２. RING PLAN(WITHOUT MRT)
１３. SATELLITE PLAN
１４. 土地及び建築物利用調査区域
１５. 施設、設備、調査区域
１６. 交通、家屋調査区域
１７. 川岸倉庫調査区域

(*SGP)　　ANNUAL REPORT 1970

序論

PART1.計画部局－マスタープラン再考、マスタープランの代案、マスタープラン委員会、マスタープラン規定に関する部門別勧告

PART2.開発管理部局－開発出願、大臣への懇願、計画実地、開発費用、都市過密地区における現代高層ビル及び商業ビルに認められる区画割合、登記計画、法廷要請、歳入

PART3.州及び都市計画－調査分析、調査研究団、基本的計画資料、計画案、勧告、及び共同作業、中心地区計画と都市改造に関する補助案、国連再調査団の来訪、公開討論、職員研修

－図－

図 I.１９６１－７０年の間に寄せられた開発出願
　II.１９６１－７０年の間に決定になった開発出願
　III.１９６５－７０年の間の歳入総額

略図　I.排水流域及び下水道
　　II.都市構成中の現存要素
　　III.景観要素
　　IV.（*引き付ける場所と移動 ）MAGNET AND MOVEMENT
　　V.制限条件＋好条件
　　VI.論理上の開発パターン
　　VII.中心管轄区連結状態
　　VIII.給水（*状況）
　　IX.エネルギー分布量
　　X. 予測発達段階

地図
　１．将来に置ける主要道路網
　２．将来に置ける主要道路網での割当交通量
　３．PASIR PANJANG アウトライン計画
　４．TANGLIN　アウトライン計画
　５．調査済ショッピングセンター
　６．密集地に置ける社会経済ランキング
　７．英国軍事基地地域、位置
　８．構造構想
　９．事業配置
　１０．１９９２年雇用分布
　１１．主要緑地帯集中状態
　１２．事業計画地域

付録
　I.マスタープラン委員会
　II.マスタープラン修正案に対しての１９７２年裁可
　III.開発管理委員会
　IV.１９７０年度主要商業、工業/収用倉庫及び住宅開発に対しての承認
　V.１９６１－１９７０間の、計画法令に基づく開発案
　VI.計画施行
　VII.１９７０年１２月３１日現在の幹部のリスト
　VIII. １９７０年作成の論文リスト

2. マレーシア

Laws of Malaysia Act 172 Town and Country Planning

Part I 序
Section
1. 略称、適用、及び開始
2. 解釈

part II 政策、施政
3. 一般計画政策
4. 国家(state)計画委員会及びその機能
5. 地区計画当局
6. 地区計画当局とその機能

part III 開発計画
7. 計画地域の調査
8. 構成草案図の作成
9. 構成草案図の作成に関連した広報
10. 委員会による、構成草案図の承認もしくは否認
11. 構成図の変更
12. 地区計画草案図の作成
13. 地区計画の草案図に関連した広報
14. 地区計画草案図に関する調査会とヒアリング
15. 地区計画草案の採用
16. 地区計画の変更、破棄、代替
17. 規則制定の権限

part IV. 計画規制
18. 土地建築物利用
19. 計画許可無き開発の差し止め
20. 計画許可に反する開発の差し止め
21. 計画許可の適用
22. 適用の扱い
23. 地区計画局の決定に対するアピール
24. 計画許可の失効
25. 計画許可の撤回と修正、及び建築物計画の承認
26. 非公認の開発に関する違反
27. section 19 の違反の場合の（c. 法律）施行
28. section 20 の違反の場合の（c. 法律）施行
29. 承認済み計画許可または建築計画承認と相反する開発における（c. 法律）施行
30. 要求通知書
31. 認定人による（c.計画）遂行

part V 開発費用
32. 開発費用とそのための負担額
33. 開発費用の決定
34. 開発費用の支払い
35. 規則制定の権限

part VI アピール委員会
36. アピール委員会

part VII　購入通知及び土地取得
37. 特定の事例における土地購入要求通知

part VIII　開発地域
38. 開発地域宣言
39. 宣言の実行
40. 保証の特別規定
41. 地区計画当局は代理人を雇用し、調停に入り、法人団体を設立することができる
42. 資金借入れの権限
43. 土地・資産の処分の権限
44. 規定制定の権限

part IX　雑規定
45. 登記権限
46. 書類送達
47. 書類証明
48. 文書による証明
49. 書類制作と証人としての出廷からの免除
50. 起訴
51. 法廷の管轄権
52. 標識妨害に対する罰
53. 公務員
54. 行政当局保護規定
55. 損傷または喪失に関する賠償請求に対しての補償
56. 地区調査会及びヒアリングへの　Act 119 の適用
57. 料金・費用の免除
58. 規定制定の権限
59. 既存の計画法の廃止

LAND ADMINISTRATION in PENINSULAR MALAYSIA

Ⅰ．この文書の目的

Ⅱ．全般的背景と統治

Ⅲ．組織と統治
問題
（1）州と地区レベルにおけるオペレーティングシステム
（2）権力と責任の配分：集中と権力分散
（3）事務局管理：職務配分と内部　　過程
提案された解答
（1）再編成と職務再分配：集団会議体系
（2）土地管理者
（3）全般的事務局管理方法
（4）政府管理課

Ⅳ．土地利用に関する体系と方法
問題
（1）衝突と重複
（2）体系と方法
提案された解答
（1）代表
(a)グループ譲渡（疎外、移転）？
(b)小地域と譲渡（疎外、移転）？
(c)調査許可
(d)農業の明確な現状の変化
(e)臨時の業務許可
（2）職務単一化-形式利用

Ⅴ．他の重大な問題
（1）土地利用の遅れ
提案された解答
（2）事務局建築物と他の物理的要求
提案された解答
(a)事務局建築物
(b)家具
(c)経営（？）設備
（3）法の施行
提案された解答
政府施行団

Ⅵ．概要と結論見解

Ⅶ．付録
(a)　　土地申請書：グループ譲渡管理
現状変化申請に関する計画体系
土地事務局による作用
専門部門による作用
土地事務局による促進した作用
調査許可に関する計画体系

土地事務局による作用
鉱山の調査間による作用
他の専門部門による作用
土地管理者による促進した作用
土地と鉱山の政府取締役による作用
土地管理者による最終作用

Planning with the Urban Poor

1．ワークショップと研究論文

2．ワークショップ
A.概論
B.ワークショップ過程
概要
表1．ワークショップの過程と目的
課業番号
1.都市貧困者のための計画の概様
2.問題の定義と選択
3.戦略的目的の設定
4.戦略記述
5.計画選択のための規準の設定
6.実施における失敗の原因と矯正法
問題の定義と選択
戦略的目的の設定
表2．目的設定参与者の理想的段階構成
戦略記述
計画選択のための規準の設定
実施における失敗の原因と矯正法
c.討議結果
第1課　都市における貧困者のための計画の概様
第2課　問題の定義と選択
第3課　戦略的目的の設定
第4課　戦略記述
表3．目的の段階
第5課　計画選択のための規準の設定
第6課　実施における失敗の原因と矯正法
付録A.都市における貧困者のための計画・・・・多重構造
図1.連邦地域のための多重計画の全構造・・・提案
図2.基本計画の順序と内容・・・・・・・・・提案
図3.貧困者のための計画を顧慮した上での基本計画順序の図解
図4.区域・地域の計画の構成・・・・・・・・提案
図5.手段を利用する個別の区域・地域の計画の構造の推敲
図6．計画の公式過程　　(図4.ステップ4)
付録B.ワークショップ参考文献
付録C.ワークショップ参与者

3．研究
A.論文と討議の最重要点
都市における貧困者のための計画に対して
都市における貧困者のための基本必需計画
研究課題のパネルデイスカッション
B.研究論文
1.都市における貧困者のための計画に対して・・・The Hon Abdullar Haji Ahmad,議会秘書、連邦地域大
2.クアラ・ルンプールにおける低所得者のための計画の政治的、組織的包含・・・Dr.Mohd Shahari bin Ahmad Jabar,長官、国家行政機関
発展計画と方針：政治的情況

計画戦略：いくつかのオプション
クアラ・ルンプールにおける低所得者のための計画：残酷な選択
政治的包含
組織的包含

4．都市低所得者のための基本必需計画：
Dr.Jack Diamond,Social Planning Consultant,
社会計画コンサルタント
National Institute of Public Administration
国家行政機関による発行紙
基本必需計画の進化
BNアプローチの論理(Basic Needs)
BN計画の公式化
図1.ライフサイクルによる基本必需
BN計画へのアプローチ
a.需要側
b.供給側
クアラルンプールにおけるBNアプローチの作動化
個人領域が満足する基本必需
1)衣食
a.報酬を与えられる雇用への（道）access
b.クレジットとローン施設への（道）access
c.企業家的機会へのアクセス
enterpreneurial
2)運輸
3)住
満足される基本必需
1)住居
2)教育
3)健康
4)安全と参加　（保護と共有？）
付録　早案：指導前/指導　質問表・・・自由形式
(pre-pilot)　(Open ended)

5．クアラ・ルンプールの都市低所得者のための計画とその地域的計画包含
Dr.Kamal Salih,学部長、比較都市科学学部、マレーシア私学大学による。
都市低所得者とは誰か？
分析アプローチ
計画問題　(issues)
矛盾
結論
付録D.研究参加者

3．インドネシア

Leagal And Institutional Changes
Department of Public works & Power of The Republic of Indonesia

1．概要と推薦
2．土地登録と譲渡
3．土地と建物に関する安全の重要性
4．住宅財政体系
5．土地思索と公共用途のための土地獲得
付録
A.基礎地域問題法律　１９６０
B.収用決議　１９６１
C.New York州都市開発自治体条例
D.住居所有者の公債条例　１９３３
（貯蓄と公債連合に関する地区）
E.連合の住居公債銀行条例　（重要設備）

1．概要と推薦

1　序文
2　土地譲渡と登録
3　土地思索と公共用途
4　土地と建物における安全の重要性
5　住宅財政体系
1）他の基金源
2）基金の利用
3）抵当の補償
4）インドネシア住宅公債の設置
5）抵当の値段
6　結論
表：Chart1-1　地域(HAK TAMAH) DI インドネシアにおける主な権利

2．地域登録と譲渡

1　序文
2　地域登録の過去歴史
3　現地域権利の登録における創造誘引の問題
1）権利明証としての登録問題
2）行政手続きの簡易化
3）公式値段における削減（適合）
4）初期登録
4　地域登録の拡張のための短連続計画
1）測量と地図作成
2）新役員の養成
3）存続する雇人の養成
4）新設備取得の値段
5）地域登録の短期間努力の支出
6）ジャカルタ計画の合計額
5　他の市のための発展した地域登録計画
表：地域譲渡と地域権利に関して
表：Chart2-2 地域権利変更のための登録手数料
表：Chart2-2 地域登録手数料（続）

3．土地と建物に関する安全の重要性

1　序文
Part 1　雇用取得協定
2　政府プロジエクトのための雇用取得協定(SEWA-BELI)
1）政府機関による権利の承認における制限
2）雇用取得契約規定
1.権利の登録
2.　　の責務
3.分割払い期間
3）雇用取得契約に関する政府協定
付録1　雇用取得協定(SEWA-BELI)
Part 2　抵当協定
3　Hypotheek協定
1）結論
2）現在の状況
3）Hypotheek（西部地域における抵当）
4）Crodietverband（インドネシア地域における抵当）
5）Hak Gadai（adat land 保証）
6）Hypotheekの登録
7）債権者の権利の執行
8）法律統合のための他の必要点
1.Hak pakaiの妨害（使用の権利）
2.地域における保証範囲の重要性
3.単独建物における保証の重要性
4　抵当証書
1）弁護人の最終的力
2）排除無しの個条
3）付帯事実の特権における限定への付加
5）税と登録費用
5　他の報酬
付録2　Hypotheek証書の例

4．住宅財政体系
1　序文
2　財政制度の本質
3　基金源
1）個人貯蓄
2）恩給基金
3）生命保険資産
4　基金の利用
5　住居抵当を与えるための基準
1）抵当における利潤相場
2）償却期間
3）達成人口
4）最低賃金
5）抵当の最低、最高規模
6）最高公債の金銭的割合
7）財政負担
8）最低資産規範
9）抵当公債が払い戻されることによる経済的手段
7　抵当再調整指針
8　抵当と貯蓄保管の保証

9　アメリカ合衆国国際開発局住居保証の政府保証
10　結論
表：Chart4-1　提案された住居抵当開発銀行のための流入表
Chart4-2　アフリカにおける住宅抵当公債
Chart4-3　ラテンアメリカにおける貯蓄と公債団体
Chart4-4　TABANAS貯蓄計画（国際開発貯蓄案）
Chart4-5　インドネシア銀行における期間預金（現金供給合計の割合として）
Chart4-6　各都市収入における$６０－１００の国の貯蓄成果
Chart4-7　生活経費指標、ジャカルタ（１９６６年９月＝１００）
Chart4-8　生命保険：総体の保険料収入
Chart4-9　生命保険：保証された額
Chart4-10 ジャカルタにおける収入分類

５．土地思索と公共用途のため地域獲得
１　序文
２　地域土地獲得のための公式の手続きの改善
１）現在の手続き
２）買収
３）地域獲得についての推薦
1.長官の買収の力
2.公共用途の定義
3.報酬の規範の定義
４）地域銀行
５）都市開発団体
３　土地思索の未来案
１）IREDA-IPEDA地域税
２）土地移転における税
３）個人による広範囲な所有権における限界
付録１　公共用途定義の草案

付録
A.基礎地域問題法律　１９６０
１９６０年の条例　No.５
土地保有主義における基礎規定
インドネシア共和国大統領
B.収用決議　１９６１
１９６１年の法律　No.２０
土地における権利買収とその目的
C.New York州都市開発自治体条例
1.短い表題
2.立法上の認定と目的の報告書
3.定義
4.New York州都市開発組合
5.組合の力
6.土地使用改善計画の譲渡契約または賃貸借契約
7.住居計画の改善計画の譲渡契約または賃貸借契約
8.産業計画の改善計画の譲渡契約または賃貸借契約
9.都市計画の改善計画の譲渡契約または賃貸借契約
10.組合の認定
11.建設契約
12.補助：創造方法

12.補助：創造方法
13.実質的所有地の獲得
13a.州地域の譲渡
14.地方自治体や都市再建局からの実質的所有地の獲得
15.住居計画に関する特別規定
16.地方自治体との組合
17.組合の契約と文書
18.契約認可
19.契約または文書のための安全性：計画の建設と獲得
20.積立基金と充当金
21.委託金
22.課税免除
23.合法的投資としての文書と契約
24.州との合意
25.契約弁済要求のための州の条例
26.地方自治体と正当の分譲地への州の支払い
27.文書所有者と契約所有者の法的救済
28.組合の金
29.州役員、部門、委員会による援助
30.年間レポート
31.裁判所訴訟：優先権：裁判地
32.組合の重役と都市開発のための業務諮問協議会の会員に関する規定
33.破棄させた他の法律の一貫しない規定
34.建設
35.分離性

D.住居所有者の公債条例　１９３３
（貯蓄と公債連合に関する地区）
・住居所有者の公債条例　１９３３
・政府（連邦）貯蓄と公債組合
・法律と規則にしたがうこと

E.連合の住居公債銀行条例
・連合の住居公債銀行条例
・会員と非会員借り手の適格性
・調整と規定の征服
・連合の住宅公債銀行とSubscription Thereto
・一般の力と銀行の義務

Housing Development Republic of Indonesia

住宅開発
インドネシア共和国
１９７３年　３月
海外技術援助機関
日本国政府

序文
概要と推奨
　図１．大規模な住宅計画案の原理と構造
　図２．建築材料の開発機関
謝辞
　代表団の会員目録

目次

第１章　　序　論
　１．１　調査の目的と要因
　１．２　一般的なインドネシア
　１．３　インドネシアの国家開発の現時政策

第２章　　現状況に関する研究と概観
　２．１　都市状況と都市開発
　２．２　住宅状勢と住宅開発
　２．３　住宅の科学技術状勢
　２．４　建築材料と住宅の構成要素

第３章　　実現可能な将来の方向
　３．１　住宅開発
　３．２　建築材料と産業
　３．３　住宅に関する法律

第４章　　計画案
　４．１　ＫＴＡ計画の評価
　４．２　ハイランク計画
　４．３　展望と大規模な住宅計画の評価

文献目録
補足
　Ｉ．代表団の第１群による観察の概要
　ＩＩ．代表団の第２群による観察の概要
第１章　序論
　１．１　調査の目的と要因
　１．２　一般的なインドネシア
　　（１）地質学上と気候上の状況
　　（２）人口
　　（３）経済活動と産業
　　（４）行政機関
　表１．２－１　人口と地域の人口密度
　図１．２－１　人口密度

図1．2－2　ジャワ島における人口密度（km2）
表1．2－2　インドネシアにおける都市成長　（資料；人口調査）
表1．2－3　東南アジア諸国の主要な経済指標（1965）
表1．2－4　人口と地域のcapitaごとのGNP
1．3　インドネシアの国家開発の現時政策
2．最初の5か年開発計画

第2章　現状況に関する研究と概観
2．1　都市状況と都市開発
1．都市化
2．都市の現状況とそれらの計画
Pelita　Iの業績は以下のように述べられる。
1）都市と地方計画のための計画
a．都市計画
b．地方計画
2）地方計画単位の設立のための計画
1）計画法律と基準の準備の計画
2．2　住宅情勢と住宅開発
1．住宅情勢
2．住宅に関する計画と政策
（1）都市区域における住宅
（2）田園区域における住宅
（3）支援活動
（4）住宅問題；それらの規模と特質
2．3　住宅の科学技術情勢
1．インドネシアの家の建築と構造
2．住宅価格
3．Rumah　Murah（低価格住宅）と政府の計画とその観察
4．請負業者と建設業
2．4　建築材料と住宅の構成要素
1．調査の計画
2．現住宅材料の種類、特殊性、資源、その他。
3．全体的な印象

第3章　実現可能な将来における方向
3．1　住宅開発
表3．1－1住宅分析の全体的な枠組み
A．ストックの傾向
B．フローの傾向
表3．1－2　ジャカルタにおける所得の問題
表3．1－3土地再整理の概念
3．2　建築材料と産業
1．建築材料と住宅の構成要素の合理化
2．建築産業の推進と奨励
3．3　住宅に関する法律
1．一般に
2．土地に関連した法律
3．都市計画、土地利用の管理、建築規制、住宅企画、その他に関連した法律
4．専門家の資格と訓練に関した法律
5．請負と請負業者に関連した法律
6．資金と税に関連した法律

第４章　計画案
４．１　ＫＴＡ計画の評価
１．ＫＴＡ－Ｉ計画の大要
２．ＫＴＡ－ＩＩ計画の大要
３．ＫＴＡ－ＩＩＩ計画の大要
４．ＬＴＡ－ＶＩＩＩ計画の大要
５．ＫＴＡ－計画の評価
４．２　ハイランクなプロジェクト
１．重要な目標（技術的な考え方）
２．明確な目標
３．必要とされる技術援助の形
４．３
補足：大規模な住宅計画の評価の大要
１．）敷地：ジャカルタ、バンドンとスラバヤ
２．）実行期間：おおよそ、５年毎に１つの計画
３．）大きさと構成（１計画に付き）
４．）履行のための実行計画
５．）遂行の見積

第５章　文献目録
視察の要約
１９７２年１２月２２日
予備的建築材料調査団
インドネシアの住宅調査における日本使節団
備忘録
表１．インドネシアにおける都市の成長
表２．所得配分
表３．仮説上の住宅の必要性
Ａ．ストックの傾向
Ｂ．フローの傾向
表４．土地の再整理
表５．建築材料の発達の構造
視察の要約（建築材料）
１９７３年２月２２日
仮の報告書
住宅における建築材料の利用の再考

A SHORT NOTE ON AREA REGIONAL DEVELOPMENT STUDYS IN INDONESIA

1．序文

2．５ケ年開発計画（ＰＥＬＩＴＡ）
2.1. 地域開発の目的・方針
図： 人口密度 インドネシアの主な島 （１９７１国勢調査）
2.2. インドネシアの地域開発
図： 地方と中心地の開発地図
2.3. ５ケ年計画に関しての地域開発調査の目的・方針

3．区域と地域開発調査計画
3.1. 地域開発調査の実行
図： 進行中の計画と終了した計画
3.2. 調査実行指導書
3.3. 地域開発調査における養成面
図： 調査実行と調査結果のプロセス

4．都市地域開発の分野における公共建設、電力省の仕事
4.3. 地域開発
4.4. 都市開発
図：専門的な機能上の関係をもつ計画機構
図： 公共土木事業局の組織機構とインドネシア共和国の電力
図： 特別開発計画履行の手段と法規

5．地域と都市計画へのアプローチ
図： 子供のための計画と過程表
地域アプローチ
一般組織
図： ユニセフの活動と範囲
公共事業協力
図： 計画のために選ばれた地域やＫＡＭＰＯＮＧＳと親子のための集中的な配達奉仕
図： 地域開発計画における計画履行機関と役割
図： 地域開発計画プロセス

6．感想・意見

ＡＰＰＥＮＤＩＸ １
地域調査
ＣＩＰＴＡ ＫＡＲＹＡ理事会のための地域開発研究課題に関する外国援助の一覧表
ＡＰＰＥＮＤＩＸ ２
実例：地域開発の例
ＭＡＤＵＲＡ地域とＴＡＢＵＲＡＮＡ地域
「社会的分野の計画に関してのＭＡＤＵＲＡ開発計画の事例研究」
ＪＡＫＡＲＴＡ，ＪＡＮＵＡＲＹ １９７８
地図：地域開発調査の範囲 ＪＡＷＡ ＴＩＭＵＲ
1．社会開発におけるmulti-sectoral計画
実例：ＭＡＤＵＲＡ
・ 序文
・有効な社会的開発計画の必要性
・よりダイナミックにそしてより生産力をつくりだすことの意味としての社会的開発

・社会的開発の目的
・MUDURA地域
・MUDURA地域における社会的地域開発のための他方面からのアプローチ
・MUDURA地域開発のプロセス
PHASE1
初期の計画と準備段階
PHASE2
計画トレーニング
PHASE3
初期のmuiti-sectoral計画
PHASE4
multi-sectoral計画
PHASE5
計画の完成
PHASE6
合法化
・MUDURA開発計画の主要な局面
・MUDURAに於ける経験に関すること
「分野間計画と社会的分野の公式化計画におけるTUBURANA研究グループ」
JAKARTA、JANUARY 1978
図： 地域開発研究の境界　BALI
分野間計画と社会的分野の公式化計画におけるTUBURANA研究グループ
・バックグラウンド
・研究グループのための手段
・プロセス

APPENDIX 3
OVERHEAD
インドネシアの地域開発研究
(ON TRANSPARANT FILM)
JAKARTA JANUARY 1978

1．人口密度　インドネシアの主な島
2．基本的な州政策のガイドライン
3．地方と中心の開発地図
4．地域開発計画の目的
5．インドネシアにおける地域開発研究
5b．計画のために選ばれた地域やKAMPONGSと親子のための集中的な配達奉仕
6．地域の範囲における外国の専門的援助の利益
7．調査実行と調査結果のプロセス
8．専門機能関係に伴う計画組織
9．開発機構
10．公共土木事業局の組織機構とインドネシア共和国の電力
11．特別開発計画履行の手段と法規
12．子供のための配達奉仕におけるユニセフ協力
13．協力の目的
14．子供のための計画と過程表
15．．ユニセフの活動と範囲　公共事業協力
16．地域開発計画における計画履行機関と役割
17．地域開発の基本的概念
18．地域開発計画過程
19．地域開発のプログラムとプロジェクトの公式化の基準

4．タイ

Urban and Specific Areas Development

都市及び特定地域の開発

1章　序文

2章　バンコク首都圏の地域開発
　　開発傾向の要約と主要問題
　　図1．　バンコク首都圏の地域開発の管理パターン
　　主要下部構造ネットワーク開発計画
　　8.1　輸送.交通改善計画
　　8.2　水の供給と洪水防止計画
　　8.3　住宅開発と貧民街の向上計画
　　(1)交通改善計画
　　地域公共事業機関
　　政府
　　11.2 公共施設の費用の活用
　　11.3 私有区画の開発への参加
　　図2.BMR開発の戦略区域

3章　地域都市成長中心開発
　　Regional Urban Growth Centre Development
　　開発戦略
　　経済的.社会的下部構造開発と環境計画
　　3: 計画の構造は次の通り
　　3.1　交通開発のための作業計画
　　3.2　コミュニケーション開発の作業計画
　　3.3　水の供給管理の作業計画
　　3.4　都市の公共施設改善の作業計画
　　3.5　住宅開発の作業計画
　　3.6　社会発展と環境管理の作業計画
　　4: 計画は以下を含む
　　4.1　産業促進の作業計画
　　4.2　観光促進と開発の作業計画
　　4.3　市場のしくみの開発とマーケティング情報の管理の作業計画
　　6: 合併と再分配は以下を含む
　　6.1　政治
　　6.2　地域の行政
　　6.3　国家事業
　　6.4　私有区画
　　Private Sector
　　図3．　地域都市成長中心開発

4章　西海岸開発
　　開発問題
　　1.西海岸に関する開発問題
　　開発政策指標
　　2. 開発のための政策指標
　　開発作業計画
　　図4．　西海岸の構造基盤

５章　他の新しい経済地域の開発準備
開発問題
主な障害
開発政策指標
開発計画
図５．　他の新しい地域の開発準備

６章　都市管理システムと特定地域の開発
1.目的
2.指標

URBAN LAND PROGRAM HUMAN SETTLMENTS DIVISION
ASIAN INSTITUTE OF TECHNOLPGY BANGKOK,THAILAND

タイにおける都市土地統合/区画整理
・土地統合/区画整理の本質
・手段要点
Chart No.1　建築物構想製作のための完全な土地統合/区画整理
Chart No.2　土地統合/区画整理準備と実施の規格過程
Chart No.3　分譲地区画製作のための局部土地統合/区画整理
・土地統合区画整理は多目的技巧である
・タイにおける土地統合/区画整理の潜在的利益
　土地会議
　政府土地取得
　ネットワーク下部組織の規定
　計画実行
　経費と利益の公平分配
　適時土地開発
　開発妨害
　図No.1　バンコクの地区における雑然とした郊外道路体系出現
・タイにおける土地統合/区画整理のための潜在的地主支持
・タイにおける土地統合/区画整理の採択
・タイにおける土地統合/区画整理の導入
Chart No.4　国家土地統合/区画整理体系発展
Chart No.5　土地統合/区画整理計画の内容
・注釈と参照
・付録：タイにおける実質的土地合併

TRANSFERING THE URBAN LAND POOLING/READJUSTMENT TECHNIQUE TO THE DEVELOPING COUNTRIES OF ASIA　BANGKOK,THAILAND

都市土地統合/区画整理技術のアジアの開発国への移動（？）
都市開発のための土地会合
土地統合と区画整理の本質と可能性
　重要点：
　土地統合/区画整理の異なった形式：
　土地統合/区画整理の潜在利益：
　成功した土地統合/区画整理の状況：
インドネシアにおける土地統合/区画整理の選択　１９８１－１９８７
　土地目的に焦点を合わす：
　地方行政による土地統合/区画整理：
　土地と下部組織問題：
土地統合/区画整理の移動促進
　土地統合/区画整理の採択のない理由：
　土地統合/区画整理の望ましい発展：
　採択のための土地統合/区画整理の望ましい発展
　土地統合/区画整理の採択促進：
注釈と参照

LAND MANAGEMENT FOR ADEQUATE LAND SUPPLY AND PLANNED LAND USE IN ASIAN CITIES
BANGKOK,THAILAND

経済国における都市開発
CHART No.1　　経済国における都市開発の４範囲
CHART No.2　（形態上）私有と政府領域の新都市開発に関する意思決定
都市開発における行政役割
アジアの市の開発土地利用問題
Table No.1　アジア太平洋諸国の首都ごとの国家と都市人口と国民総生産１９８２
都市土地開発の焦点
CHART No.3　アジアの市における私有地の土地、住宅開発に関する意思決定
都市地開発管理
CHART No.4　都市開発過程の歩調と段階
CHART No.5　都市開発過程における主要妨害と問題
CHART No.6　土地管理職と計画された都市開発を達成するための技巧と、適した土地供給
土地管理技巧と予定
土地国有化というよりも土地管理
成功する土地管理のための枠組み
CHART No.7　アジアの市の土地方策と管理
結論
注釈と参照

Development Planning in Thailand The Role of The University

1．歴史的背景
過去１０年間における社会的、経済的発展の要約
タイランドにおける開発計画の歴史
開発計画の特徴、範囲
開発計画の評価

2．開発対象と大局計画
社会・経済政策
開発対象／開発目標
分野別開発プロジエクト
農業／工業・鉱業／商業・サービス業／通信業・輸送業
電力／社会開発
都市化・地区開発
保健／教育
政策手段
外国貿易区域政策
経済安定維持の方策
経済構造の理想的転換の促進の方策
長期政策手段
民間セクターの役割
計画・実施の行政機関
　1　国家計画機関
　2　地域計画機関
　3　地区計画機関
計画実行機関

3．主要問題地域
計画における技術的問題
　1　マクロ経済計画
　2　ミクロ計画
　3　準国家計画
政治的抑制
社会文化的抑制
行政内障害
人的制限

4．大学のはたす役割
タイランドの大学教育発展の要約
大学教育計画の国家経済計画との調和
開発計画に登用可能な大学人材調査
開発計画の説述と実地において現在行われている大学の関与の範囲
　1　訓練
　2　調査
　3　教員のコンサルタント
大学と政府間の協力促進に障害となる問題
大学と政府間の協力促進に向けての提案

5．結論
文献

5．フィリッピン

Urban Development Planning in Four Philippine Cities

1．序説
1.開発協議会
2.UDP計画
3.概要
表1-1　４都市の人口データ
表1-2　４都市の居住地域とその他の特質
表1-3　４都市における計画の組織と職員
4.見積り
表1-4　４都市における計画経験度の見積もり

2．都市開発計画協議会
1)背景
1.目的
2.方法論
3.参加
2)法的手続き：第１日目
1.開会式
2.報告の発表と考察
3.評議団による問題提起
4.コンサルタント委員による評釈
5.討論
3)法的手続き：第２日目
1.報告書の発表と考察
2.評議団による問題提起
3.コンサルタント委員による評釈
4.討論
4) 最重要点と概括
参加者名簿

3．ケーススタデイ： Legazpi　都市開発計画
1)Legazpi市の背景
1. 一般知識
表3-1　１９７３年のLegazpi市における土地使用分布（ヘクタールとパーセンテージ）
2.（都市）計画の必要性
2)計画の手順
1.Bicol開発計画委員会
2.Legazpi発展協議会
3)計画の哲学と戦略
1.都市（開発）計画
2.発展協議会後
4)傾向と眺望
1.地区の計画
（見地）
2.経験からの習得
3.今後の方針
Legazpi市全図

4．ケーススタデイ：Baquio市における計画の要項
1)概要

1.この報告の目的
2.背景
表4-1　Baquio市における土地使用分布（単位ヘクタールとパーセンテイジ）
2)同市の計画の背景
1.同市の有形的（物質的）計画
2.Baquio市計画要項とNEC-USAIDの都市開発計画
3)計画の組織
1.Baquio市開発委員会
執行委員会
一般開発目標委員会
技術計画委員会
2.都市開発計画　NEC-USAID
3.都市計画スタッフ
4.専門コンサルタント
4)市民参加と大衆教育
5)機関の担う役割
1.地方自治体
2.市内の公的機関
3.教育機関
6) 一般計画の手順と戦略
局面1.計画地域の評価と分析
局面2.計画方針の明確な表現
局面3.計画のための準備
局面4.実行
環境的特性に関する対策委員会(TFEQ)
表4-1　Baquio市開発委員会の構成
4-2　機能関係　　RCDBとその他の機関
4-3　組織図　　Baquio市計画スタッフ
4-4　現地自治体組織内の公式計画組織
4-5　一般計画過程　　Baquio 市計画のプログラム
（手順）

5．ケーススタデイ：Bacolod市における計画
1)一般知識
表5-1　１９７３年　Bacolod市における土地使用分布
（単位ヘクタール、パーセンテージ）
表5-2　Bacolod市における人口分布とその年間増加率
1.厳密な意味での同市
2.商業地区
3.同市の背景
2)計画の手順
3)計画の哲学と戦略
1.傾向と眺望
表5-1　Bacolod市計画委員会の組織案図
表5-2　Bacolod市計画委員会の計画手順の腹案
Bacolod全図　　過程

6．ケーススタデイ：Cagayan De Oro 市開発計画
1)概要
1.意図と目標
2.Cagayan De Oro市の説明

表6-1　１９７３年のCagayan De Oro市における土地使用分布
(単位ヘクタールとパーセント)

3.事態の性急さと計画の必要性画
4.組織的計画の準備のもとになった出来事
2)都市の計画と発展委員会の設立
1.機能
2.団体と施設の参加
3.委員会の事業と活動
4.完了したものと進行中
5.実施された研究会
6.延長と質問戦略
3)計画の哲学と戦略
1.都市計画委員会の目標
2.抜粋されたプログラム
3.第２の橋
4.耐火地域としてのCBD
5.観光スポットとしてのショッピングモール
4)経済的分析
1.経済の安定
5)計画の手順　　過去における実践と今後の方針
他の提案された調査研究
図書目録

7．コンサルタント委員による評釈
1)Dr. Pedro R. Aciertoによる評釈
Legazpi市について
Baquio市について
Bacolod市について
Cagayan De Oro市について
2)Dr. Sylvia H. Guerreroによる評釈
Legazpi市について
Baquio市について
Bacolod市について
Cagayan De Oro市について
3)Prof. Mary Hollnsteinerによる評釈
４都市をまとめて評釈
1.実施上の諸問題
2.市民と地域共同体の参加
3.不法土地占拠者
4.国家的都市開発政策の必要性
5.小規模運動計画の好ましさ
(範囲)
6.全般的な所見のまとめとして
Legazpi市について
Baquio市について
Bacolod市について
Cagayan De Oro市について
4)Dr.Agustin L. Kintanar, Jr.　による評釈
Legazpi市について
Baquio市について
Bacolod市について

Cagayan De Oro市について
5)Dr. John B. Urnerによる評釈
Legazpi市について
Baquio市について
Bacold市について
Cagayan De Oro市について

付録
A.行政命令第４　Legazpi市開発評議会の創案
B.Legazpi開発評議会
C.Baquio住人の要求と必要の調査
D.Baquio市における建築物と土地使用の調査
E.Baquio市のより良い計画プログラム
表　作業の流れ図
F.Baquio市の集団型区画割り案
図　典型的集団型区画
図　典型的集団型区画全景の素描
G.国家計画命令（委員会）決議文　第５条
H.国家計画命令（委員会）決議文　第６条
I.番号なしの行政命令　　Bacolod市計画委員会の創案
J.行政命令　第１０条　都市計画委員会の範囲と人員の拡張
K.行政命令　第２条　行政命令第１０の修正
都市計画委員会の賃員に関する１９７２年のそれに続ける
L.決議文第４８７　Cagayan De Oro市計画及び開発委員会の編成とその権限、機　能、手順の定義
M.決議文第１１０　決議文第８０の修正　１９７２年の続き（もしくはCagayan De Oro 枠組み計画の採択決議として知られる。）１９７２年のそれについての年間再考と同市の有形的開発を規定する。
N.Cagayan De Oro都市開発命令の草案
O.Cagayan De Oroにおける枠組みの計画

ROLE OF GOVERNMENT IN THE DEVELOPMENT PROCESS IN THE PHILIPPINES

フィリピンの開発過程における政府の役割

Ⅰ．序論
　　研究目的
　　承認
　　編集メモ
　　趣旨

Ⅱ．フィリピン計画過程
　　序論
　　土地
　　人々
　　経済
　　計画の本質と範囲
　　国家計画体系
　　Chart Ⅰ　地域開発会議構成
　　国家予定の地域関係
　　計画公式化結合と実行
　　地図Ⅰ　管理の地域エリアと地域センター
　　管理上の方策と趣旨

Ⅲ．地域開発：The BICOL事例
　　地域Ⅴ　The BICOL地域
　　BICOL開発計画委員会組織表
　　ChartⅢ　BICOL開発団組織表
　　a)州と市の役員
　　b)地域開発権限
　　c)国民経済と開発権限

Ⅳ．主要都市計画：マニラ事例
　　１．主要都市圏マニラにおける相互機関委員会（１９７３．１）
　　２．U.P.地方行政センター（１９７３．３）
　　３．都市長調整会議（１９７３．６）
　　４．主要都市圏マニラ委員会（１９７３．４）
　　５．マニラ湾都市地区重要企画（１９７３．１）
　　６．LAGUNA湖開発権限計画のU.P.制定（１９６９．２）
　　７．本質協議会（１９７２．１２）
　　８．国民経済と開発権限（１９７３．８）

Ⅴ．結論

注釈文献目録
　A.地域計画
　　定期刊行文献
　　行政記録
　B.都市開発
脚注

Development Planning Code of The Philippines

一般規定
Batas Pambansa Bldg.
フィリピン開発計画慣例制定条例
1．条例の名前：フィリッピン開発計画基準
2．計画の公表
3．原則を指導する
4．目的と範囲
5．期間の定義

TitleⅠ：フィリピン開発計画
6．フィリピン開発計画
1）計画準備、承認と採択
2）実施計画
3）計画調査評価と改正
7．計画のための構成骨組み
1）国民経済と開発当局機能
2）NADA相互機関調整委員会、組織、機能と責任
3）行政計画機関の他の部門の構成、組織と機能
8．計画指針の発行

TitleⅡ：計画準備、採用と承認
1 Barangay開発計画
9．Barangay開発計画
10．Barangay開発計画のための構成機関
2）目的
3）予定と企画
4）資産要求
5）公聴会、改正
6）承認
11．Barangay段階における計画過程
1）査定
2）提出
2 地方自治体開発計画
12．地方自治体開発計画
13．地方自治体開発計画準備のための構成機関
1）地方自治体開発会議、組織と機能
2）MDCの機能
3）地方自治体計画委員会
4）地方自治体計画と開発事務局
5）MDPOの機能
6）地方自治体部門職務グループ(SECTAGs)
14．地方自治体における計画準備
1）査定
2）目的
3）目標と方針
4）予定と企画
5）資産要求
6）公聴会と計画改正
7）承認と採択

8）提出
3　州/市開発計画
15．州/市開発計画
16．州/市開発計画準備のための構成機関
1）州開発会議
2）PDCの機能
3）市開発会議(CDC)
4）CDCの機能
5）州/市計画委員会
6）州/市計画と開発事務局
7）PPDO/CPDOの機能
8）州/市部門職務グループ(SECTAGs)
17．州/市段階における計画準備
1）査定
2）目的
3）目標と方策
4）予定と企画
5）資産要求
6）公聴会と計画改正
7）承認と採択
8）提出
4　地域開発計画
18．地域開発計画
19．地域開発計画準備のための構成機関
1）地域開発会議(RDC)組織と機能
2）RDCの機能
3）会議proper、組織と機能
4）行政部委員会　組織と機能
5）地域部門職務グループ
6）NEDA地域事務局
20．地域段階における計画準備
1）査定
2）目的
3）目標と方策
4）予定と企画
5）資産要求
6）公聴会と計画改正
7）地域開発計画の承認
8）地域開発計画の提出
5　特別開発機関の計画と予定
21．特別開発機関の定義
22．特別開発機関の計画と予定
23．計画準備のための構成機関
24．計画と予定準備
25．計画承認
6　省庁開発計画
26．組織化された省庁開発計画
27．省庁開発計画準備のための構成機関
1）省庁計画と方策会議、組織
2）MPPCの機能
3）省庁計画課

4）省庁計画課の機能
5）計画スタッフ
6）計画スタッフの機能
28．省庁段階における計画準備
1）査定
2）省庁方策
3）省庁計画指針の発行
4）機関計画の準備
5）改正と統合における省庁計画課への事務局/機関と実際計画の承認と提出
6）全省庁の地方局計画の参考、改正と承認
7）統合された省庁開発計画の準備と提出
8）CCPPに対する統合省庁開発計画の提出
9）省庁下機関の計画のCCPPへの提出
29．大統領または主要省庁の事務局下機関による準備と計画
7　国家開発計画
30．フィリピン開発計画
31．フィリピン開発計画準備のための構成機関
1）計画準備(CCPP)組織と機能のための内閣委員会
2）計画準備における内閣小委員会(CSPP)
3）部門計画委員会(SPCs)
4）SPCの組織
5）SPC指導機関
6）マクロ計画委員会(MPCs)
7）MPCsの組織
8）MPC指導機関
32．フィリピン開発計画の準備
1）部門計画の準備
2）マクロ計画の準備
3）マクロ部門計画の統合
4）前調整のための規範
4）提出
5）計画参考、承認と選択

TitleⅢ：計画実施
1　国家段階における計画実施
33．フィリピン開発計画実施
34．国家段階における計画実施のための構成機関
1）省/機関
2）特別開発権限と主力
3）NEDA会議とその調整委員会
4）地域開発会議(RDCs)
5）The NEDA
35．国家計画実施過程
1）計画実施のための企画開発
2）予算指針の発行
3）年間省庁職務予定の準備
4）地域のための投資予定の準備
5）部門予定の準備
6）予算聴取の指導
7）国家予算の準備
8）国民集会による国家予算の改正と承認

9）省庁予定改訂
10）公共職務調書の法令
11）部門予定の改正
12）配分の広範囲にわたる勧告の発行と現金支出最高度
36．年間投資前計画の準備
2　地方段階における計画実施
37．地方計画実施のための構成機関
1）地域開発会議(RDC)
2）地方開発会議/委員会
3）市と地方自治体開発委員会
4）Sangguniang Bayan とBarangay集会
5）地方政府収入役事務局
6）地方取締役会長事務局
38．予算省庁任務と地方行政省庁、地域開発（？）
39．地方計画実施過程
1）地方政府による方法のための予定と企画の一体化
2）予算の準備
3）予算の公認法律
4）予算/地方予算事務局による予算改正
5）予定執行のための充当金の支出
6）地方開発基金のための予定と企画の承認と改正

TitleⅣ：計画実施の調査・評価・改正
40．フィリピン開発計画実施の調査
41．調査開発計画実施のための構成機関
1）国民経済と開発権限
2）地域開発会議
3）予算省庁(MB)
4）地方政府の省庁と地域開発(MLGCD)
5）統計上の勧告会議
6）フィリピンの中央銀行
7）他の政府機関
42．計画実施調査報告
1）年末と年４回の企画報告
2）フィリピン開発報告
3）地域開発報告
4）地方開発報告
5）他政府の年間報告
43．計画調査過程
1）資料収集
2）資料統合
3）資料伝達
4）地方開発報告の準備と機関年間報告
5）年４回と年末の準備
6）The NEDAへの提出
7）開発報告の準備
8）開発報告の提出
44．年間改正
45．フィリピン開発計画の中間評定
46．計画の中間評定のための構成機関
1）計画評定と改正に於けるad-hoc内閣委員会

2）専門的委員会
3）専門的小委員会
47. 計画評価と改正過程
a)中間功績の査定
b)計画改正

TitleV：自治の地域における計画準備、実施と調査、評価と改正
1　自治地域のための計画
48. 自治地域のための計画
49. 地域計画のための構成機関
1）The Lupong Tagapagpaganap またはSP（地域会議）組織と機能
2）The Lupong Tagapagpaganap ng Pook（地域行政部委員会）組織と機能
3）地域開発会議(RDC)-組織と機能
4）会議proper
5）行政部委員会
6）地域部門職務グループ(SECTAGs)
7）NEDA地域事務局
50. 自治地域のための地方的計画準備
1）目的
2）査定
3）目標と計略
4）予定と企画
5）資産要求
6）公聴会と計画改正
7）地域開発計画の承認と提出
2　自治の地域における計画実施
51. 自治地域における計画実施のための構成機関
1）The Sangguniang Pampook
2）The Lupong Tagapagpaganag ng Pook
3）地域開発会議
4）国民省庁の地域事務局と地域における機関
5）予算省庁
52. 自治地域における計画実施過程
1）予定と企画のための前確定
2）企画開発
3）予算上の指針の発行
4）地域予算の準備
5）一貫性調整のためのthe LTPによる予算聴取の指導
6）承認に先立つtheMOBとSPによる予算聴取の指導
7）地域予算の承認
8）基金の免除
9）企画執行
3　自治地域における計画実施の調査、評価と改正
53. 自治地域における監視計画実施のための構成機関
1）Lupong Tagapagpaganap ng Pook
2）地域開発会議
3）国民省庁の地域事務局と他の政府機関
54. 計画調査過程
1）資料集収
2）資料統合
3）資料伝達

4）地域開発報告の準備と提出

55. 年間改正と中間評定

最終的規定

56.

57. 分離性

58. Ad Hoc委員会の自動満了

59. 相反する法律の廃止

60.

Development Planning Code of The Philippines

一般規定
1．法の名称：フイリピン開発計画法案
2．政策宣言
3．規制原則
4．目的と範囲
5．用語定義
行政監督／ 政府機関または ENTITY／割当勧告／年間省庁事業計画／付属機関／
Barangay開発基金／借入計画／予算指標／主要支出／現金執行費用限度／経済不振地域
開発行政計画／環境効果宣言／歳出計画／財政不均衡／財政計画／統合地域開発／地区基金
地区段階／マクロ経済学計画／マクロ区域一貫性管理／投資前活動／計画予定／企画
企画確認／量的視準標／資源要求／歳入計画／ゾーニング

Title 1.
フイリピン開発計画
6．フイリピン開発計画
1 計画作成、認可、採用
2 計画実地、監督、評価、再考
7．計画のための組織体制
1 国民経済・開発当局
2 NEDA庁間調整委員会、構成、機能および責務
a)開発予算調整委員会(DBCC)
b)投資調整委員会(ICC)
c)社会発達委員会
d)通商、関税、及び関連事項
e)インフラストラクチャー委員会(CI)
f)統計開発委員会(CSD)
g)統合地域開発国民議会(NACIAD)
3 行政計画機関における他の構成要素の構造、構成、及び機能
8．計画指針の発布
1 計画政策の閣僚会議
2 地域開発会議
3 地区開発会議
a)都市開発会議
b)地方開発会議
c)自治体開発会議

Title 2.
計画作成、採用、認可
C1．BARANEAY開発計画
9．BARANEAY開発計画
10．B 開発計画の組織機構
11．B レベルの計画
1 アセスメント
2 対象
3 計画と企画
4 資源要求
5 公聴会、改正
6 提出
C2．自治体開発計画

１２．自治体開発
１３．自治体開発計画作成の組織機構
　１　自治体開発会議、構成、機能
　２　自治体開発委員会
　３　自治体開発局員
　４　自治体分野別事業グループ(SECTAGS)
１４．自治体レベルでの計画作成
　１　アセスメント
　２　対象
　３　目標、方策
　４　計画及び企画
　５　資源要求
　６　公聴会、及び計画改正
　７　認可、採用
　８　提出
C３．地方/都市開発計画
１５．地方/都市開発計画
１６．地方/都市開発計画作成のための組織機構
　１　地方/都市開発議会、構成、機能
　　地方開発議会
　　都市開発議会
　２　地方/都市計画委員会
　３　地方/都市開発局員(PDS/CDS)
　４　地方/都市分野別事業グループ(SECTAGS)
１７．地方都市レベルの計画作成
　１　アセスメント
　２　対象
　３　目標、方策
　４　計画、企画
　５　資源要求
　６　公聴会、計画
　７　認可、採用
　８　提出
C４．地域開発計画
１８．地域開発
１９．開発計画策定のための組織機構
　１　地域開発議会(RDC)、構成と機能
　２　地域別の事業グループ
　３　NEDA地区事務局
２０．地域レベルの計画策定
　１　アセスメント
　２　目的
　３　目標と政策
　４　計画と企画（事業）
　５　必要財力（資産要求）
　６　公聴会と計画改正
　７　地域開発計画許可（認）
　８　地域開発計画案の提出
２１．融合地域の開発(IAD)に向けての計画
２２．IAD計画のための組織機構
　１　IAD調整委員会

2　計画事務所
3　提出
C5.
23．融合省庁開発計画
24．融合省庁開発計画策定に向けての組織機構
1　省庁計画と政策議会、構成と機能
2　省庁公務計画
3　幹部（社員）計画
25．省庁レベルでの計画用意（配慮）
1　アセスメント
2　省庁の政策、目標と目的
3　省庁計画指針の発行
4　官庁計画に備えて（策定）
a)目的と方策の体系化と目標設定
b)事業計画の証明と優先順位化
c)必要財力の見積り
d)地域の事務局/官庁計画（書）の融合と提出
e）事務局（公社）、各庁または政府機関計画の再調査、統合と改正
5　事務局、官庁と政府機関計画の認可と提出、再調査と統合のための省庁公務計画に対して
6　省的広がりのある地域事務所計画（案）の準備と提出
7　融合省庁開発計画の再調査、改訂と認可
8　CCPPへの融合省庁開発計画の提出
9　省庁管轄下での事務局のCCPPへの提出
26．　　または総理大臣管轄下の事務所による計画策定
C6.
27．国家発展計画
28．国家発展計画策定のための組織機構
1　計画策定のための閣議委員会(CCPP)
2　計画策定のための閣議小委員会(CSPP)
3　Sectoral計画委員会(SPCs)
4　マクロ（大型）計画委員会
29．国家開発計画へ向けての政策
1　　計画へ向けて
a)アセスメント
b)目標及び目的
c)対象及び政策
d)計画及び事業企画
e)必要財力
f)(Submission)提起
2　マクロ計画へ向けて
a)アセスメント
b)目標（最終）及び目的
c)方針、政策及び目標対象
d)提起
3　マクロ及びSectoral計画の融合
4　提起
5　計画修正、認可と採用

Title 3.
計画の実施、監督及び再調査
C1．国レベルでの計画（履行）実施

３０．フイリピン開発計画実施
３１．国レベルでの計画実施のための組織機構
　１　The NEDA
　２　NEDA調整委員会
　　a)開発予算案調整委員会(DBCC)
　　b)投資（出資）調整委員会(ICC)
　　c)融合地域開発の国家協議
　　d)その他調整委員会
　３　各１省庁
　　a)予算省
　　b)人間居住省
　４　地域開発協議会
３２．国家計画出資（投資）過程
　１　計画実行のためのプロジェクト開発
　　a)投資前(Pre-investment)の状況
　　b)投資の状況
　　c)投資後(Post-investment)の状況
　２　予算指標の準備
　３　省の年間事業計画の準備
　　(The Annual Ministry Work Program)
　４　地域投資計画の準備
　　(The Rogional Investment Program(RIPs))
　５　部門計画の準備
　６　予算聴聞（問）会の運営
　７　国家予算の準備
　８　議会による国家予算の精査と認可
　９　省の計画の修正
　10　公共事業決議書の公式化と精査
　11　部門計画の修正
　12　分配報告の発行と現金支払い限界額
　　(Advice of Allotment)
　13　計画実行
３３．民間部門の参与

第２章　地方レベルでの計画実行
３４．地方計画実行のための組織的な機関
　１　地域開発評議会(Regional Development Council(RDC))
　２　地方開発評議会/委員会
　３　都市開発委員会(City and Municipal Development Comittee)
　４　Sangguniang 及び　Bayan Barangay 議会
　５　地方自治及び地域社会開発省
　６　予算省(Ministry of the Budget)
　７　地方自治財政事務所
　８　地方行政長官事務所(Local Chief Executive)
３５．計画実行過程
　１　地方自治体による実行のための計画及びプロジェクトの認識
　２　予算準備
　３　予算の立法上の認可
　４　予算省地方財政省による予算の精省
　５　計画実施のための予算支出
　６　地方開発融資のための計画及びプロジェクトの再審議と認可

第３章　計画の検査、許可、及び再審議

３６．フイリピン開発計画の検査

　１　年刊及び季刊のプロジェクト報告書

　２　フイリピン開発の年間報告

　３　様々な省と他の関連機関の年間報告

　４　地域開発報告

　５　地方開発報告

３７．計画検査の組織的機関

　１　国家経済開発事業機関(NEDA)

　２　NEDA地域事務所(NROs)

　３　予算省(MB)

　４　統計２門委員会

　５　フイリピン中央銀行

　６　地域開発評議会

　７　省

３８．計画検査過程

　１　データ収集

　２　データ整理

　３　データ伝達

　４　地方開発報告と機関年間報告所の準備

　５　年間計画報告所の準備

　６　NED委員会への提出

　７　開発報告の準備

　８　開発報告の提出

３９．フイリピン開発計画の中間評価

　１　計画の中間評価

　２　組織的機関

　　a)計画評価技術委員会

　　b)技術スタッフ

　３　計画評価と修正過程

　　a)中間業績アセスメント

　　b)計画修正

第４章　最終準備

４０．コード及びルール作成の権限の実行

４１．可分性

４２．矛盾する法律の廃止

４３．有効性

VOL.9　PHILIPPINE ANNOTATED LAW
TITLE43

土地登記及び不動産所有権
I.土地登記法
1．SHORT TITLE
2．専用管轄区域；手続　AS IN REM；法の権限付与と制定
3．手続き過程の型と部門（*業務）

VOL.10
TITLE44

土地保有権、住居、及び住宅所有権法
I.１９５５年度　土地改良法
1．SHORT TITLE
2．方策告知
3．土地保有権管理局；創設と組織
4．－人員の資格と報酬
5．－機能
6．－権限
7．－下級職員及び被雇用者
8．－他部局からの援助権
9．－譲渡可能な土地登記斉権利証書；発行の権限；券種（*相場）と利子率
10．－政府からの不動産購入時の証書の使用、納税、その他
11．個人所有農地の購入による取得；占有者陳情（*申請）との交渉権限
12．－申請書受領の手続
13．－共同組合を組織する借家人；預金のための協同組合
14．－（*土地所有権購入の際の支払い方法 ）
MEDIA OF PAYMENT TO BE OFFERED LANDOWNER
15．－借家人の土地所有者への負債の算入
16．借家人の陳情があった場合の土地収用；権限が与えられたとき
17．－陳情の書式；購入のための最終の試み
18．－価格の仮決定時での（*土地）占有
19．－裁定額の支払い
20．不動産譲渡に関する制限と、借家人による取得申請（*書）提出後の土地所有者のその他の行為に関する制限
21．取得後の区画の譲渡又はその債務に関する制限
22．課税免除の土地登記済み権利証書；土地所有者の得る、収入と見なされない金額
23．法で使用される用語の定義
24．退役軍人と政府機関従業員は未払い給与証明書を取得農地の支払いに当てることが出来る
25．購入者からの集金は、権利証買い戻しのための信用基金となる
26．減債基金の設立
27．管理のための政府支出金
28．土地事務局の不動産部門の廃止；機能の移行その他
29．矛盾した規定の廃止

II.住宅用地と小規模農地関係官庁による土地取得をあつかったその他の法令
30．不動産；住宅地として占有された区分の取得及び占有者費用負担での再売却
31．受権規定；公共用地を取得する資格のある真性の占有者へ限る再売却；支払い未完中の土地所有権は政府にあり

３２．－不動産の賃借と転貸の権限
３３．私有地の取得と低面積の分筆売却の一般権限；大統領の権限
３４．大統領の権限行使の手段
３５．法人の権力
３６．取得した土地の支払い
３７．以前の法令下での政府支出金が受け取り可能な場合（*？）
３８．証書発行の権限
３９．証書の免税；規定にもとづく（*？）
４０．減債基金
４１．減債基金への永続的政府支出
４２．地域と地方自治体への、取得用地の区分の売却
４３．不動産売却収益の用途
４４．以前の法律の修正
４５．借家人に賃貸されてきたマニラの土地収用；権限
４６．（*法律）制定手続きでの法務長官；どの委員会か　（*？）
４７．土地の再分割（*細分）；区画のサイズ；売却価格；購入権、一月単位の賃貸
４８．１０年以上にわたる分割払いの時の１回分（*の額）
４９．立ち退きの禁止、その他、未完の土地収用、占有の期間
５０．先述の項に違反した場合（*実際の）３倍の損害補償金（*を払う）
５１．売却に関する制限と、購入した区画への債務
５２．政府支出、その他の収入手段
５３．占有者への再分割と売却のための、VALDEFUENTEにあるROSARIO農場の収用

III.国立住宅委員会
５４．委員会創立；組合法；中央事務局の立地
５５．目的、目標
５６．一般法人権限
５７．取得関連、土地、基金売却の取扱、契約、新規作成、の権限
５８．運営審議会、役員と職員
５９．議長の役割；副議長の任命
６０．理事と他の役員；内規
６１．役員と議員の給与；公務員
６２．委員会に勤めているAUDITOR-GENERAL議員の給与
６３．法廷議会と議員
６４．売却を目的とする再分割または区画の賃貸のための、私有地の収用、隆起した領土の権限、所有
６５．区画の価格決定の際の要因
６６．未売却の区画の賃貸
６７．公共用地の一部に及ぶ権限
６８．スラム地域；排除もしくは改良の宣言を行う権限
６９．－スラム地域宣言の条件；認定、命令書、予告、異論、審理、上訴
７０．－建築物及び衛生規定
７１．－そうした地域に置ける権限の終了と再主張
７２．－スラム地域における権限
７３．－土地の占有行為の権利
７４．－命令不実行もしくは規約違反の時の処罰
７５．地方行政機関への財政援助権；公共奉仕の算入は賃貸料金の中に含まれる
７６．マニラに於ける事業開始；その他の調査（*検分）報告書
７７．政府支出金；基金を得る可能性
７８．追加基金としての受領
７９．組合創設

IV.住宅基金供給法

８０．法の公式名
８１．住宅資金供給委員会；創設；目的
８２．－会員の地位（*任命）、給与、期間、欠員
８３．－権限
８４．－会長と総理事；主な活動
８５．資金供給基金；委員会による借入
８６．会計士と監査役
８７．委員会の年次報告書
８８．貸出機関負担の損害保健契約
８９．保険債務（*執行）、有資格抵当　（*？）
９０．－補足的承認済み債務（執行）　（*？）
９１．－さらに補足の批推済保険物　（*？）
９２．生地製造業への出資貸付金の保険
９３．田園及び農業開発貸付金の保険
９４．限度額変更の権限、最高債務
９５．抵当規定
９６．保険金収集可能になる状況；支払い方式；条件
９７．過剰基金の預金または投資
９８．国立貯蓄貸付金組合
９９．－この種の組合の最高債務と、払うべき保険料（*掛金）と必要経費
１００．－入手可能な保険；株券保持者一人当りの最大保険額
１０１．－規定；管理
１０２．－援助基金の使用
１０３．－組合の名称
１０４．定義
１０５．修正規定；保険付き貸付金または債券（*購入金）を支出する権限を委任された機関・政府保証；税免除
１０６．処罰
１０７．分離規定
１０８．矛盾した規定の廃止

V.労働者向け住居と住宅建設貸付金

１０９．労働者用住居地；税免除
１１０．税免除が無効となる状況と条件
１１１．土地購入と公共資金による建築物建造
１１２．執行任務；政府計画運営；指示と命令
１１３．政府支出金
１１４．立証済みの回転資金
１１５．家屋修繕、家屋の改善、建築、購入資金の政府保証；保証限度
１１６．労働者の住宅用地と住宅組合の必要証明書と保証書
１１７．保証基金に当てられる政府支出金
１１８．保証基金に充塡される保証付き貸付金の利子率
１１９．保証基金への支出
１２０．認定規定
１２１．偽造、偽の貸付金その他の違反に対する処罰
１２２．先述の法で扱われていない貸付金について

6．香港

LAWS OF HONG KONG C.131

都市計画法令

１．略称
２．都市計画委員会官職任命
３．委員会の機能
４．設計計画の内容と委員会の権限
５．草案の提示
６．（*計画）反対（*意見）の考察
７．（*計画）反対の結果以外の、委員会による草案の修正
８．諮問委員会長への考察草案提出
９．諮問委員会長の、考察草案提出に関する権限
１０．計画承認の拒否
１１．承認済計画書の保管
１２．承認済計画の撤回、代替、及び修正
１３．基準として機能する承認済計画
１４．規約作成の権限
１５．委員会（*運営）費用
１６．計画に関しての同意願い
１７．再考権
１８．設計図の修正、その他

LAWS OF HONG KONG C.123

建築物法令

1．略称
2．説明

PART1. 認定人、登録済構造技術者、登録済請負業者、登録済エレベーター業者、登録済エスカレーター業者、登録済換気装置請負業者
3．認定人及び構造技術者の登録
4．認定人または登録済構造技術者の地位と職務
5．懲戒委員会の地位と権限
6．SECTION 3(10) によるアピール
7．認定人または登録済み構造技術者に次いての懲戒処分
8．登録済請負業者、登録済エレベーター請負業者、登録済エスカレーター請負業者及び登録済換気装置請負業者の登録
9．登録済請負業者の地位と職務
10．登録済エレベーター請負業者とエスカレーター請負業者の地位と職務
11．懲戒委員会の地位と権限
11A. 請負業者の懲戒委員会名簿
12．SECTION 8(4) によるアピール
13．登録済請負業者についての懲戒処分、その他

PART2. 建築物規制
14．建築着工その他に必要な承認と同意
15．拒否告知の無い場合に提出されるべき承認と同意
16．承認または同意が拒否可能となる場合
17．特定の事例において課される条件
18．特定の事例においての支柱建築施行の権限
18A. 賠償要求
19．突貫工事に関する規定
20．一時中止工事の再開
21．新建築物の占有
22．建築局の権限
23．建築局の命令にもとづく建築工事の中止
24．取り壊し命令、移転命令、または建築改造、建築工事、道路工事、エレベーターやエスカレーター工事の命令
25．建築物使用法の変更
26．危険建築物
27．閉鎖命令
27A. 危険傾斜地、その他
28．排水施設
28A. 予定地における地下排水工事
28B. 所有地に被害を受けた人による反対などがあった場合の、関連工事実行の承認
28C. 行政長官の認可証
28D. 損害賠償の義務
29．私道とアクセス道路の建設と維持
30．道路への、または道路からの開口部

PART3. 総記及び雑記
31．道路上（ON OR OVER ）突起物
32．道路命名及び建築物の地番づけ

３３．建築局による工事費用のねん出
３４．建築局による工事から出た建築資材の処分
３５．通知及び命令の執行
３６．証明付き文書複写などの証拠採用性
３７．損害賠償の限度
３８．規定
３９．新規定の適用

PART4. 違反
４０．違反

PART5. 免除
４１．（*規定からの）免除
４２．建築局の免除権限

PART6. （*上訴）APPEALS
４３．上級裁判所の設立
４４．上級審理裁判所
４５．権限行使の一時停止
４６．諮問委員会長による再考
４７．裁判所への上訴権利についての制限規定
４８．賠償支払いなし

PART6. 建築局の特定の決定に関する再考
４９．陪審員の任命
５０．建築局の特定の決定に反対する、陪審への懇請
５１．陪審への懇請の阻却事由となる、法廷での懇請
５２．賠償支払いは、なし
５３．再考委員会の責任限度

PART7. 留保、除外
５４．留保、除外
第１条項．上級裁判所の手続き
２　　１９３５年度建築法令の、継続施行されている規定
３　　認可証書式
４　　[削除]
５　　予定地
６　　認可証書式

建築法令　補助法規　１９８３年度改訂版

A.建築物（管理）法規
PART1. 序
１．引証
２．解説

PART2. 認定人及び登録済構造技術者
３．登録名簿記載のための資格
４．登録名簿記載申請のための必要条件

５．依頼人への通告無しに、認定人または登録済み構造技術者は請負人等の代行を行うことはできない

PART3.　計画、認証及び通達

総合

６．通達、計画その他の交付

７．通達その他の完了及びそれへの署名

設計図

８．建築工事に関する規定

９．道路工事に関する設計図規定

１０．建築局の、補足図その他の要求権

１１．正副二通に提出されるべき設計図

１２．作成した本人によって署名されるべき設計図

１３．設計図の縮尺（*比率）

１４．明確であるべき設計図、及びその素材（*紙）について

１５．設計図否認の、建築局の権限

１６．[破棄]

認証

１７．構造詳記とともに提出されるべき認証

１８．安定性証明書

＊通知

１９．建築局に提出済みの設計図を作成した認定人または登録済構造技術者は、契約終了の際はその旨建築局に通知すること

２０．建築または道路工事の開始前の建築局への通知

２１．登録済エレベーター請負人またはエスカレーター請負人の選任は建築局に通知されること

２２．認定人、登録済構造技術者その他の変更は建築局に通知されること

２３．認定人または登録済構造技術者は、任務終了の際はその旨建築局に通知すること

２４．任務終了の登録済請負人の義務

２５．建築工事完了の際の、登録済請負人及び認定建築士による証明書の提出

２５A．水供給に関する認証

２６．道路工事完了の際の、登録済請負人及び認定人による証明書の提出

２７．エレベーターまたはエスカレーター工事完了の際の、登録済エレベーター請負人またはエスカレーター請負人による証明書の提出

２８．緊急工事に関係する認定人及び登録済請負人による証明書の提出

PART4.　計画承認に関する手続きと建築及び道路工事開始の承認

２９．承認申請

３０．計画申請

３１．開始承認の申請

３２．開始承認

３２A．（*「中間レベル地域」）“MID-LEVELS AREA”の定義

３３．建築及び道路工事の修正と補足

３４．一時中止工事再開の承認

PART5.　建築または道路工事に関する認定人、登録済構造技術者及び登録済請負人の義務

３５．この項で付与する義務は法令または他の規定によるどの義務に対しても損傷を与えてはならない

＊認定人または登録済構造技術者

３６．登録済請負者への、認定人による建築または道路工事計画書複写支給の義務

３７．認定人の監督と点検の義務

３８．規定第２４条による通知の、委任者または登録済構造技術者による建築局への提出の義務
３９．建築または道路工事の完了についての追加点検に関する料金
＊登録済請負人
４０．登録済請負人の、承認済み計画を現場において継続する義務
４１．登録済み請負人の監督義務

PART6．料金及び形式
４２．料金
４３．形式

PART7．雑記
４４．設計図を作成した認定人または登録済み構造技術者の、建築局に要求された書類を提出する義務
４５．認定人、登録済構造技術者、請負人その他の、職場の住所が変わったときに建築局に通知する義務
４６．特定の事例に関し、新計画を要求する建築局の権限
４７．法令２４項による、設計にともなう通知
表、書式

F.建築物（設計）法規

PART1.総合
１．引証
２．解説
３．区画境界内のベランダとバルコニー、及びその許容範囲
４．建築物は障害や危険物となったり不法妨害を引き起こしてはならない
５．新建築物の敷地内での建築物への通路と、その規定、その他
６．建築局は、道路、街路の幅を決定する

PART2.突出物
７．ひさし、軒、モールディング
８．街路上にベランダは張り出してはならない
９．道路上に、バルコニーは張り出してはならない
１０．街路上のバルコニーと天蓋
１１．バルコニー前面と側面
１２．天蓋に通じる出入口は造ってはならない
１３．ベランダとバルコニーの使用
１４．[破棄]
１５．街路上に、ドアなどは開かれてはならない

PART3．高度、視野圏、区画率、オープンスペース及び通路
１６．道路に隣接する建築物の高度
１７．[破棄]
１８．[破棄]
１９．特定の事例における、建築局が建物に対して高度、視野圏、区画率を決定することについて
１９A．特定の建物の奥行きに関する制約
２０．視野圏の許容範囲
２１．区画率の許容範囲
２２．特定の事例においては視野圏及び区画率は超過可能

２３．規定１９，２０，２１及び２２に付加する規定
２４．階層の高度
２５．家屋の面積
２６．幅４．５M以下の期存の道路上の新建築物は道路中央線よりはみだしてはならない（*？）
２７．切断
２８．側道

PART4．照明と換気
２９．照明と換気
３０．住居もしくは事務所、台所として使用されている、またはそうした使用を目的とした部屋の照明と換気
３１．窓の最低条件
３２．RESTRICTION ON DISTANCE ANY PART OF ROOM MAY BE FROM PRESCRIBED WINDOW
３３．囲いベランダなどに向かって開かれる窓
３４．事務所の、機械換気と人口照明
３５．補助換気が必要な場合
３６．（*汚物処理）SOIL FITMENT装置を含む部屋
３７．減らしていけない明りと換気量

PART5．階段と火災避難装置
３８．耐火性の階段
３９．階段
４０．個別の使用を目的とした、建物中の階段
４１．避難の手段
４２．踊り場、ロビー、廊下
４３．階段からの距離
４４．回転ドアと回転木戸

PART6．家屋
４５．台所
４６．アパート
４７．土留壁に隣接する建物
４８．建物の一部をなす土留壁
４９．家屋としてまたは危険な業務に用いてはならない建物

PART7．仮設建築物
５０．仮設建築物の定義と一時的材料
５１．要求される申請
５２．仮設建築物の配置
５３．請負人の（*物置小屋）SHED
５４．必要とされる台所、仮便所、排水設備
５５．安全な状態にすべき活線、ケーブル
５６．建築局が物置小屋を設置
５７．補償金
５８．許可の取り消し

PART8．材木置き場
５９．材木置き場を囲う柵または壁
６０．（*他敷地の２メートル以内に設置して行けない柵）FENCES NOT TO BE WITHIN 2M OF OTHER PREMISES
６１．材木の保管

６２．免除
６３．罰

PART9.　一時仮囲い、有蓋の通路と信号橋
６４．提出されるべき一時仮囲いその他の計画
６５．許可書式及び要求事項作成の建築局の権限
６６．一時仮囲いその他の維持
６７．許可者の責任
６８．安全な状態にすべき活線とケーブル
６９．保証金
７０．許可の取り消し

PART10.　雑記
７１．囲いの無いベランダその他に向かう、または換気するための窓などの許可に関する建築局の権限
第１項．視野圏、区画率のパーセンテージ
２　　家屋のオープンスペース
G.建築（私道及びアクセス道路）法規

PART1.　序
１．引証
２．解説

PART2. 私道とアクセス道路の計画
３．既存の道路その他から連結可能な新道路、その他
４．歩道
５．私道と行き止まり道の幅
６．アクセス道路の幅
７．歩行者道路
８．縁石の範囲
９．直角にすべき交差点
１０．主要路での起伏は不可
１１．勾配
１２．水平カーブ
１３．垂直カーブ
１４．特定の事例に置けるカーブ上の私道と行き止まり道の増幅
１５．行き止まり道とアクセス道路での車両用方向転換地

PART3.　私道、アクセス道路及び側道
１６．私道、行き止まり道及びアクセス道路の表面仕上げ
１７．歩行者道路、側道の表面仕上げ
１８．歩道の表面仕上げ
１９．縁石
２０．縁石の高さ
２１．横断勾配での反り
２２．小昇降口の蓋と格子の傾斜度
２３．小昇降口の蓋の形
２４．私道、その他の排水
２５．水路

PART4. 雑記

２６．公道に置ける全ての工事は建築局によって施行される
２７．規定９．１１，１２，１３の要求を指示する、及び、その代わりの工事を要求する建築局の権限
２８．規定１６の要求を指示する建築局の権限